

奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年五月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第一号

奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例

(奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部改正)

**第一条** 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例(昭和三十一年十月奈良県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第八条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「「百分の百六十」と、」とあるのは、「「百分の百四十五」と、」とする。

(知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

**第二条** 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例(昭和二十二年七月奈良県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十項を附則第十一項とし、附則第九項の次に次の一項を加える。

10 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第五条の規定の適用については、同条ただし書中「「百分の百六十」と、」とあるのは、「「百分の百四十五」と、」とする。

(委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

**第三条** 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例(昭和三十一年十月奈良県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第五項を附則第六項とし、附則第四項の次に次の一項を加える。

5 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第四条の規定の適用については、同条ただし書中「「百分の百六十」と、」とあるのは、「「百分の百四十五」と、」とする。

## 附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(期末手当の取扱い)

2 平成二十一年六月の期末手当を次の表の上欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の下欄に掲げる規定により期末手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係る期末手当の取扱いについては、一般職の職員に対して講じられる措置を勘案して、必要な措置を講ずるものとする。

<p>第一条の規定による改正後の奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例(以下この表において「新議員報酬条例」という。) 附則第五項の規定による読替え前の新議員報酬条例第八条第一項</p>	<p>新議員報酬条例附則第五項の規定による読替え後の新議員報酬条例第八条第一項</p>
<p>第二条の規定による改正後の知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例(以下この表において「新知事及び副知事給与条例」という。) 附則第十項の規定による読替え前の新知事及び副知事給与条例第五条</p>	<p>新知事及び副知事給与条例附則第十項の規定による読替え後の新知事及び副知事給与条例第五条</p>
<p>第三条の規定による改正後の委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例(以下この表において「新委員報酬条例」という。) 附則第五項の規定による読替え前の新委員報酬条例第四条</p>	<p>新委員報酬条例附則第五項の規定による読替え後の新委員報酬条例第四条</p>